

時
事
大
勢
論

明 治 十
五 年 二
月 發 兌

時事大勢論

第一

財産生命榮譽を全ふするは人の權理なり道理なくしては一毫も相害するを許さず之を人權と云ふ人權とは人々の身に附たる權理の義なり、此人權を保護せんとするに人の性質舉動善惡相混じたる社會に於ては人々個々の力に及び難し是に於てか政府なるものを作て一國人民の人權を保護す之を政事と云ふ政治は人權を全ふせしむる所以の方便なり、此政事を行ふに君主政治の國に於ては君主一人の意に任じ立憲政體の國に於ては國民をして政治に參與せしむ之を參政の權理と云ふ即ち人の政權なり故に立憲政治の國民は恰も其身を折半して人權の點より見れば保護を受くるものなり政權の點より見れば保護を施す者なり之を人權政權の區別と云ふ

我日本は古來君主政治の國にして殊に封建門閥の世に在ては人民に政權なきのみならず其人權を害せらるゝも亦甚しくして國中殆ど同等の權を有する者なき程の有様なりしが外國の交際を開いて漸く

彼の書を読み彼の文物を聞見して人民にも幾分か權理あるものなりとの事を發明して始めて民權の思想を畫き同時に民權の文字を用ひたるは今を去ること十七八年文久慶應の頃なり爾後王政維新の變革に逢ひ人心も亦一新して民權の説類に流行し政府も意を鋭くして此一方に向ひ舊慣を掃除破壊して門閥を廢し遂に廢藩置縣の大舉に及び租稅も公平を旨とし法律も正直を主とし其他百般の政令之を舊時に比すれば一として國民の人權に利ならざるものなし然るに政權の一事に至ては政府も之を人民に附與するの意なく人民も敢て之を求むるの念なくして双方忘れたるが如くなりしは蓋し數百年來門閥の政に窘められたる人民が其人權を得んとするに忙はしくして心事未だ政權を顧るに遑あざりし者ならん明治七年舊參議院後藤板垣副島由利の諸氏が民撰議院設立の事を建白したりしかども其旨とする所は全く政令の振はざるを憂ひ之を振救するの道は民撰議院を立て、有司の權を限るに在りとて議院の方便を以て政府を匡正せんとするの意なるが如し固より其建白書中には人民に納稅の義務あれば乃ち國事を與知可否するの權を有す云々の語はあれども結局國民たるもの、政權を主眼にして論を立てたる者とは思はれず殊に其建白者は舊官員にして憂る所も亦政府の施政如何に在る者なれば其心中に於ても敢て自から國民の名代人となりて政府に迫るの意には非ざる可し當時天下一般の人民に參政の權理を論ずるものは甚だ寥々たりし事と知る可し

明治八九年の頃に至ては掃除破壊の事も漸く終りて官民共に無事に苦むもの、如し（市上に書畫骨董茶器等の賣買漸く行はれて漸く價を生じ維新以來の廢物も再び世に顯はれんとしたるは正に此時なり破壊の事終りて人心の方向を轉ずるの一證として見る可し）此時に當ては民間の學識も漸く進歩し漸く政權の事をも識別して何か言ふ所あらんとするの勢なりしに明治十年西南の役ありて恰も民心を震動し復た民權を論ずるの邊あらざりき、然るに兵亂收るの後明治十一年府縣會の令を發して翌十二年の春全國各府縣同時に人民の議會を開きたり之を民情一變の期限とす抑も府縣會の開設は決して人民より促したるものに非ず政府に於ても亦之に促されたる積に非ず唯施政の都合に民議を利用せんとする迄の廟算なりしと云ふ然るに其成績を見れば大に所期に異にして開會の一舉以て人民の耳目を開きて始めて政權の眞味を嘗るの機會たりしは其然るを圖て然るものに非ず信に偶然の事變と云ふべきものなり従前は府縣の小吏に逢ても仰ぎ見るを得ざりし農民商賈の輩が今は巍々たる會堂に列坐して地方税の事を議し費目の多寡を討論して定めて一府一縣の法と爲る時は府知事縣令も容易に之を左右するを得ず従前農家の年貢は領主地主より課せられ其輕重多寡は奥深き上の手に定められて嚴命天外より下るものと思ひしに何ぞ料らん今日は我々の年貢（地方税も老眼を以て見れば則ち年貢なり）を我々が議するとは誠に上下顛倒の有様にし、俗言之を評すれば百姓にして殿様の事を行ふ者の如し民

情變することなからんとするも、得んや府縣會は恰も國民政權の思想を教導するの學校にして然かも全國の各校同時に開業して同一の教則を設け新聞郵書以て互に消息を通じ廣く報告書を公布して三千四百萬の耳目同時に之を聞見することなれば先を争ふの人情尙一步を進めて國會の開設を希望するも亦當然の勢なりと云はざるを得ず之を譬へば府縣會は猶通用の小門の如く國會は正面の大門の如し既に其小門を開きたり進で正面の開門を願ふも人情に於て咎むべきに非ず今日にして考ふれば當初大門を開くの用意未だ整はずんば其整ふまでは小門をも閉ぢ置き只管開門の用意を急にして一向に之に着手し其用意既に充分なるの期を見て大小同時に開くことまた得策なりしこと、思へども人智の明には限ある者か、前以て之を照すを得ず政府も爰に心付かず我輩も傍より之を知らざりしは今更後悔するのみにして既往は追ふ可らず兎に角に今日人民參政論の喧しくして民情擾ならざるの近因は府縣會に在りと云はざるを得ず之を第一因とす他は次に之を述べん

第二

衣食足りて禮讓興ると云ふ、苟も肉體以上の事に思想を用ひんとするには先づ肉體の安樂なかる可らず政談は肉體以上の事にして國民衣食を遂ふに忙しきの間は決して其聲を聞く可らず或は民間にも

往々富豪なきに非ざれども四方の景色貧寒にして饑渴の訴囂々たる其最中に在て二三の人が政を談せんとするも風雨に花を見て興を催すに足らざる者の如し到底民間の衣食足らざるの間は政治の思想も亦興らざるものと知るべし舊幕府の末年より明治の初めに至る迄は全國の農家は依然たる三百年來の農家にして衣食足るものと云ふ可らず然るに辛未廢藩置縣のとき諸舊藩主も稍時勢を察して新縣へ引渡しの際には多少に租額を減じて人民の負擔を軽くし次で地租改正の一大舉以て農家の面目を改め之に加ふるに兩三年前より紙幣下落米價騰貴從て地面賣買の價も亦非常に上進して農民は年々の收穫の米穀を家に積で事實に富むのみならず其所有地價の増したるを見て假令ひ之を賣て現金に易へざるも之を賣れば幾百幾千圓に易る可きを信じて自ら富有の氣象を生せざるを得ず即ち名實共に富を致したるものにして復た昔年の貧寒凜然たるものに非ず此時に際して恰も好し政談演説の客は各地方に徘徊して舊來の陋習を破壊し政治演説の新聞紙は日に人心を誘導して月に其熱度を昇騰せしめ冷淡無味の農民を變じて極熱性急の政治家たらしめたる者も少なからず演説の辯士如何なる名説を演ずるも政治の新聞如何なる奇論を記すも饑寒の空氣中に於て誰か之に耳を傾け眼を注ぐ者あらんや今之に反して人民の政談に熱するは其原因遠く廢藩置縣に胚胎して地租改正に根本を固くし紙幣の下落物價の騰貴以て之を助け成したるものと云はざるを得ず之を第二因とす明治六年文部省より全國教育の學則

を頒布し此より各地方小中學校の制も大に振起して就學の生徒日月に増加し今日に至ては小學の數三萬に下らず生徒の數は二百萬の以上に在り當初七八歳にして入學したるものは本年は十七八歳となり十歳なりしものは既に丁年に近し今この生徒を平均して其全體の性質は政治に關して何等の者ならんと尋れば我輩は之に答へて素白の紙、有絃の琴と云ふ可し抑も全國三萬の小學校は多くは公立のものにして一個の主人あるに非ず或は主管者あるも唯公務にして主管たるものなれば私塾の主人が私に塾を支配して塾中一切有形無形の責に任するものとは同日の論に非ず況や小學教師の如きは在職の年月を限る可きにも非ずして隨時に去就するものなれば學校を以て自家の觀を爲すに由なし故に此小學校に出入して業を受くる生徒も亦唯學校を適とするのみにして其學校を支配し又其業を授くる人を適とするの念慮は自から薄からざるを得ず人を適とせずして之に學ぶときは其學び得る所は唯教場有形の學藝のみにして其人の德義氣風に薰陶せらるゝの利益は之を期す可らず本來學校の教育なるものは教場有形の教の外に一種無形の氣風を存じて生徒の心事に影響を及すこと甚だ大なるものあり古來儒流の履歷を察しても徂徠の門人は徂徠に類し仁齋の門下には仁齋に似る人多し當に直接の師弟のみならず其末流に至るまでも本源の異同に従て自他の分界を見る可し即ち無形の氣風なるものにして其効力は却て有形の教授に受けたるものよりも大なりと云ふ可し方今は時勢の變遷に従て師弟の關係も全く

昔年に異なりと雖ども尙其遺風を存じて免る可らざるや明なり然るに今全國三萬の學校には此無形の薰陶を缺き生徒の學ぶ所は唯習字數學讀書のみにして守る所の主義とては殆ど皆無と云ふも可なり父老と共に佛法を信するにも非ず先輩に從て儒教を尊崇するにも非ず、或は官より德育の旨を獎勵して之を徳の門に入らしめんとするも其教書美にして教者に乏し、假令ひ其人員に乏しからざるも小學の教授に老成人を得んとするは甚だ難し況や其生徒は十年來既に已に卒業して諸方に彷徨するもの甚だ多きに於てをや本來農にして耕作の法を忘れ本來商にして店頭を周旋するを屑とせず正に知字の憂患に苦むものは全國到る所として之を見ざるはなし故に今この輩に語るに政治論の活潑なるものを以てすれば西にも赴くべし東にも走るべし其容易なるは素白の紙を紅にすべく又黒にすべきに異ならず、今日其默するは口なきに非ず未だ其口を開くの機を得ざるのみ、未だ之を開くの法を教ふる人に逢はざるのみ一旦其機を得其人に逢ふ時は何様の聲を發す可きや之を測る可らず未だ彈せざるの有弦琴に異ならず或は又人の言を聞くに今日地方の有志者なるものは小學教員の流に甚だ尠ならずと云ふ固より就職中は其外面穩なることならんと雖ども外面は以て中心を卜するに足らず去年夏秋の頃より少年の奔走するもの特に多きは小學出身の人物なりとの説あり果して然ることならん此流の少年は今後年々歳々増すことあるも減することなし今より何等の法を設くるも事既に晚し民情益喧嘩を増すこと

ならんのみ之を第三因とす

第三

前節既に記す如く、近來民權論の喧すしくして、然かも其の論鋒を政權の一方に向はしめたる近因、副因を求むれば、第一府縣會の開設に在り、第二廢藩置縣地租改正に在り、第三學校生徒の教育卒業に在り、此三因の成跡は皆偶然に生じたるものにして、當初に在ては天下一人として之を前知したるものなし、府縣會の如き前には民議を利用せんとして、今は却て民議多端の楷梯となり、廢藩置縣地租改正の如き前には政令を一途にし、斯民を休養せんとして、今は却て物論喋々の資を貸したるに異ならず、學校教育の如き前には民の智見を開いて、文明の大平を見んとしたるものが、今は却て全國無數の小政談客を作らんとするの勢をなしたり、此民議の多端、物論の喋々、政談客の増加も亦其所見に従ては國勢の退歩に非ず、百年の大計に於て祝すべしと雖ども、目下の處置に至ては智者も困却する所なり、今にして困却すればとて、前の謀は決して之を非と云ふ可らず、孰が是か非か、其是非の論は姑く聞き、凡そ天下の事これを前知せずして生じたるもの之を氣運と云ふ、既に來るの氣運は之に激して之を挽回す可らず、洪水の源は霖雨の爲めに土堤の壞れたる者なり、其滔々に激するも水は逆に行かず、唯自然の運動に従て之を導く者のみなれ

ども治水の法甚だ容易ならず治民の法亦甚だ難し我輩は先づ此氣運の働を以て今日の社會に如何なる影響を及したる歟今後又如何なる事情を生すべきやを論せんとす抑も去年十月國會開設の大詔は人心を満足せしめたる者にして従前其開設を熱望したる輩も今日に至ては最早論ず可き事なく又訴ふ可き不平なし、唯謹で明治廿三年を待つ可きのみなれば民間の議論は日に平穩にして政府の法令も次第に寛大を致す可き筈なるに實際に於ては却て其然るを見ず人民は何となく不自由を訴へ政府は頗に法令の行はれざるを憂ひ新聞記者又は演説者にして罪に觸るゝ者は近年益其數を増加したるが如し其端緒は官に在る歟、民に在る歟我輩之を知らずと雖ども日本國の全面を通覽すれば昔日に比して安寧平穩を増したるの有様に非ず或は明治廿三年には國會を開くとの約束ありしものを違約して其期を延ばしたるともあらば民情の穩ならざるも亦謂れなきに非ざれども前年開設を願望して許可を得ず、數十年も許可なからんと思の外、十年を出でずして必ず開設と頓に大詔の下りたるに民情の不平なるは實に不審に堪へず、左れば此不平は國會の開否如何に拘はらずして別に原因あるもの歟氣運の然らしむる所と云ふべきのみ此氣運に際して特に我輩の憂ふる所は今の如く官民の背馳日に甚だしくしては數年の後に至りて官民共に双方の目的として期する所の國會をも開く可らざるの慘狀を見るか又は之を開くも又隨て第二の苦情を醸すべきの一事なり今の政府は其施政の理由を詳に語らざる者なり之を語

らざれば之を知るに由なし今の人民は政府の主義を知らざる者と云ふべし、人民も亦言はんと欲して或は法に觸れんとを恐るゝが故に其言常に婉曲にして然かも十分の怨を含むが如くに見え新聞にも演説にも所謂口蜜腹劍の毒氣を免かれずして政府も亦人民の眞意を知るに由なし今の政府は人民の主義を知らざるものと云ふも可なり官民互に相知らず互に猜疑なからんと欲するも得べからず斯の如く双方猜疑の念を抱て相接する其有様を譬へて言へば替り色の目鏡を掛けて相見るが如し政府の目鏡は綠色なるが故に民間一般皆綠なり人民の目鏡は黄色なるが故に官海一様皆黃なり己れに異なる者を惡むは人情の常なれば之を矯めんとするも無益なれども若しも此目鏡を脱して肉眼に照したらば双方に長所もあらん亦短所もあらん其長短を發見して其細目を論ずるときは假令ひ爭論にても其論自ら實際に亘りて或は互に相容る可きもあらん或は談笑の間に和すべきもあらんと雖も今は則ち然らずして唯一様一般に之を惡み、相互に問はずして相互に嫌忌する其趣は恰も一場の宗旨論に異ならずして政府宗と人民宗と相分るゝが如し然るに其政府宗なるものは黙して主義を語らざるのみならず毫も人民を容れず自家の主義に異にして針路を共にせざるものは一切之を擯斥して其行く所を極る者の如し容量濶大なりと云ふべからず今一步を譲り爲政の大意に於て苟も主義針路を異にする者は必ず之を逐ふと明言するも或は其事實を明詳する甚だ難くして時としては只之を疑ふて之を逐ふ者なきを期す可らず語

に云く罪の疑はしきは輕きに從ふと政府たるものは現行犯の罪を問ふにも尙且つ疑はしき者は其刑を輕くす然るを況んや主義の疑はしき者に於てをや一切之を擯斥して其行く所を極るが如きは爲政の大義に非ず畢竟政府が異主義のものを擯るは同主義のものを多くせんとするの意ならんと雖ども人々をして疑懼の念を抱かしめ之を多くせんとするの方便は却て之を減するの結果を呈す可きのみ維新以來の風を察するに官吏の免職したる者は其翌日より政府の政敵たるが如し其本人より政府を敵視する歟政府より之を敵視する歟辯論は姑く聞き事柄の外面より見れば政府を評して之に寛仁大度の名を呈し難し斯る有様にして人民は其適する所を失ひ逆も政府には容れられざるものと覺悟を定めて却て順良深切の念を斷ち滿腹の不平は之を言論に洩して喋々囂々底止する所あるなし遂に以て官民の間に深き溝渠を掘りて之を限り人民一般は日に益政府に遠ざかるの風を養成して苟も政府とあれば其名を聞いて先づ之に近づくを好まず之に近接する者は男兒に非ずと評せらるゝの勢に至りしは國の爲めに大なる不幸と云ふ可し

第四

或は民間にも官の意を奉じて竊に周旋奔走する者なきに非ずと雖ども其舉動公然たらざるが故に却

て益民心に激し其當局者は社會に容れられずして本人の爲めに不幸のみならず官民を調和せんとするの方便は偶ま以て之を離間するに足る可きのみ試に今の雜誌新聞紙を見るに苟も詭激の筆法を用ふるに非ざれば之を讀む者少なし辯士が説を演ずるにも其激論將に法に觸れんとするの極に達せざれば喝采の聲を聞かず加之競争も亦人情の常にして相互に詭劇の度を高くし彼の處に百度のものあれば此の處には増して百十度となし其増進に際限ある可らず舊幕府の末年に尊王攘夷の議論盛にして日に其勢焰を増し如何なる方便を用ふるも之を緩和するを得ずして遂に其赴く所に任したるとあり今の世論は其趣旨全く攘夷論に異なり又政府の有様も固より幕府に異なりと雖ども物論の勢焰は前年に彷彿たりと云はざるを得ず畢竟數年前より養成したる氣運の然らしむる者にして今にして激して之を遏止せんとするも人力の及ぶ所に非ざるなり又この上にも不幸なるは世間の風潮とは云ひながら現に政府に在る人にして自から其地位を屑しとせざる者あるが如し凡そ人として諸の職に就き又仕官するものは固より其地位を甘じて一身の力を盡し又其全體の主義を保護せんと欲すればこそ之に居る者なるに其地位に居て自から己が地位を賤しみ傲然として曰く官途は我が欲する所に非ざれども是亦一種の奇商法なり錢の爲めには志も屈すなど、公然之を人に語て毫も耻る色なきのみならず一場の戯に托して暗に磊落の氣象を示さんと欲する者なきに非ず人民宗の爲めには大勢力を添ふる者と云ふ可し斯る事の勢

にして次第に進歩し、人民の勢力次第に盛なるときは、勢に乗ずるも亦人情にして之を節すること甚だ易からず。所謂破竹の勢にして政府の施政は日に難澁す可きや、必せり難澁とは字義の如く政事を施すに難くして其機の澁ることなり。澁るは滑かなるの反對にして政府より一令を發する毎に實際民間の利害に關せざることにて、も故さらば故障を生じて或は歎願と云ひ或は告訴と稱して即日に行はる可きものも十日を費し十日の事務は一ヶ月を経て尙ほ落着せざるが如きもの多からん之を路傍に聞く某縣の縣會議員は凡そ四十名日當一名に付一圓なる者が地方税の費目三百圓を増減することに付議論を生じ其議案のみを討論するに十五日を費したりと云ふ。議員の日當は固より民費にして四十名に一圓は日に四十圓、十五日に六百圓なり。六百圓の民費を費して三百圓の民費を議す況んや十五の日子も亦是れ錢なり。金錢を費し精神を勞し其成跡は唯よく施政を難澁せしめたるのみ此類の難澁は唯府縣會にのみ限らず全國の此處に生じ彼處に發して其煩はしきに堪へざるの場合に至らん然るも政府は獨りよく之に堪へて之を忍ばん歟、如何なる事情に接するも風に柳の如くして左右に之を避け堪忍に堪忍して尙よく默止せん歟、堪忍固より大切なるを知るも堪へ難きに堪ふるは人情の能くせざる所にして其結局に至れば政府は必ず武斷の策に出づるとならん國家永遠の大計を慮り文を以て人を治めんとすればこそ辛苦なれども武策に決するときは其策甚だ易し珠を懷にして闘へばこそ其珠に傷けんとを恐れて怯なるが

如くなれども事情に迫れば寶珠も亦顧るに遑あらず即ち變亂の發端なり官民既に力を以て相抗するの
 場合に至る時は天下の事復云ふに忍びず政府の失体人民の不幸のみならず海外に對して我大日本國の
 耻辱を披露するものと云ふ可し假に今日より其不祥の圖畫を想像すれば第一着に禍を蒙むるものは必
 ず人民ならん今人民の政治に志して奔走するものは兵力なし又金力なし恃む所のものは唯天下の公議
 輿論と國の法律と此二者のみなれども政府が自から耳を掩ふて公議輿論を聞かず其決心、武を恃て文
 を輕ろんじ法律の文の如きは適宜に之を利用して政府自家の便に供するが如きとあらば人民に於て其
 上の策は如何す可きや甚だ當惑の次第なりと謂ふ可し在昔攘夷論の時にも各地方の有志者に實力を有
 するものは少なかりしと云ふと雖ども此時には全國の三百所に諸侯なるものありて有志者が奔走中錢
 財を浪費し負債に迫らるゝ等様々の不始末はあるも詰る所は藩庫の引受けと爲りて失體の痕を顯はさ
 ず又三都に藩邸の數甚だ多くして幕政の末年には取締も不行届なれば此邸内は自から治外法權の姿を
 爲して志士の輩が聊か罪を犯し又嫌疑を蒙むることあるも藩邸に閉籠る時は先づ一時安心の身となり
 て復た徐々に計る所ある可し故に幕府にては此流の人を浮浪の徒と稱して外面には之を輕侮すれども
 内實は竊に恐れ憚るの意味なきを得ざりき然るに今日民間の有志者は大に之に異なり其議論を取除い
 て腕力の一方より見れば恰も單身獨歩の一個人と云はざるを得ず又其金力如何を問へば唯一身一家の

私産にして後ろに藩庫のあるなし假令ひ或は其團結固くして誓て艱難を恐れず又時として富豪の之に
應援するものあるも舊藩の時代に比較すれば同日の論に非ず之に反して今の政府は舊幕府の武備衰頹
したるものに異なり又在朝の官吏も幕府老中以下の因循姑息なるものに異なり今は官に在て順良の官
吏なれども二十年前の昔を想へば人を殺したることもあらん家を焼きたるものもあらん况や兵馬騷擾
の際には彈丸雨飛の下に悠々たりし人物も少なからず決して怯夫に非ざるなり一旦意を決して昔年の
本色を顯したらば其働は必ず活潑にして一時に民權論者を壓倒することも亦難きに非ず假令ひ之を壓
倒し了らざるも天下見るに忍びざるの慘狀を見るべきや必せり結局官民の軋轢、文に在るの間は尙可
なりと雖ども其軋轢極りて武に移るの日に至れば直接の禍は必ず人民の頭上に落つることならん人文
進歩の不幸と云ふ可し國の元氣の災難と云ふ可し

第五

或は幸にして前節に記したる不祥の圖畫を實際に見るともなからんと雖ども假令ひ之を見ざるも別
に又恐る可き者あり政府は斯く民間に議論の喧しきを見て日に益猜疑の念を生ず可きや必せり實に今
の人民中の局處に就て事跡を見れば往々輕舉粗暴の怪む可き者なきに非ざれば之を疑ふも亦人情に於

て深く咎む可きに非ず當に政府のみならず人民の中にも古風にして正直なるものは事物の局所を見て眞實に之を怒り、又小才智ありて目前の利を求むるものは勢を卜して媚を政府に獻じ今の民權者を概して之を詭激の徒と稱す其趣は舊幕府の末年に佐幕の一類中或は眞實に忠を幕府に盡さんとする者あり或は輕薄狡猾の輩は時勢の穩ならざるを奇貨として様々の策を獻じ其獻策の旨は幕府をして其平生疑ふ所の者に一層の疑を増さしめ、其平生敵とする所の者に一層の敵意を加へしむるより外ならず以て益幕政府の意を固くして苟も天下の志士とあれば目するに浮浪の名を以てして玉石を混淆し一切之を擯斥したるの有様に彷彿たりと云ふ可し、斯の如く之を疑ひ之を怒り甚しく之を擯斥して其極度に至て民權なる者は一種の怪論即ち帝室の尊嚴に害あるものなりと云ふが如き説の流行することもあらば國難は一層の根を深くして其災害の區域益廣大なる可し如何とならば方今朝野の議論紛紜たりと雖ども其紛紜は唯政治上に止りて今の政體は此の如くせん、今の施政は云々す可らずとて其頂上の所に至ても僅に在朝の官吏を責めて政令を改革せんと云ふ者に過ぎず即ち在朝の政黨と在野の政黨と相互に鋒を争ひ人民の論鋒辛ふじて政府に達したるまでの事にして未だ帝室の輕重に論及したる者あるを聞かず帝室より下臨すれば政治の議論の如きは唯是れ下界の爭論にして其孰れが失敗して孰れが勝利を得るも毫も其尊嚴を輕重するに足らず帝室の尊嚴は開關以來同一様にして今後千萬年も同一様

たる可し是れ即ち我帝室の帝室たる所以なり然るに一朝の論端よりして其尊嚴云々の言に亘りては言の正邪緩急に拘はらず假令ひ眞實帝室を尊崇するの丹心に出でたるものにては、恰も天下の論壇を近づく可らざるの靈場に移して開く可らざるの言路を開きたるの姿にして人心を震動すること劇しく一時に情海の波を揚ぐるの恐あればなり近日世間に少しく其論端を開くものあるが如し國の安寧の爲めに最も恐る可く又惜む可きの大なるものなり

凡そ天下の亂階多しと雖ども人心の猜疑より恐る可きはなし彼の犬を見よ吾人が平氣にして其傍を過ぐれば犬も亦平氣にして人と犬と相知らざるが如く誠に無事なれども若しも此方に少しく猜疑の念を抱くか又は他人の言を聞き彼の犬は動もすれば人に咬付くとの事を信じて少しく恐怖の顔色を示して走て之を過ぐれば犬も亦驚いて自から警むるが如し或は吾人の猜疑恐怖甚だしくして寧ろ之を追ふて其路を通らんものをもと思ひ杖を振揚げ又は礮を投する時は犬は必ず咆哮して人に咬付くを常とす或は氣力に乏しき犬にても逃げながら吠えざるはなし怒て之を追へば逃げて又吠え益人をして怒らしむるのみ然れば則ち之を度外に置かんとて本の路に返へらんとすれば主客勢を異にして犬は首を廻らして人の方に向ひ吠えながら追ひ来て際限ある可らず一犬吠ゆれば萬犬應じ恰も犬の物論喋々たるものにして困却に堪へず我輩が少小時より毎度實驗するものにして讀者も亦よく知る所ならん其本を尋

れば人と犬との間に行違ひを生じて人は犬を疑ひ犬は人を疑ひ遂に雙方の困難を致したるもの、み本
 來今の民權論は唯日本國民と國民と政治政體の是非を論することなれども爰に一種の黨派を生じて、其
 民權論を怪論なりと認めて然も其黨派が在朝の人と相投するのみならず帝室の保護尊崇を主義として
 容易に帝室の名義を用ひ我黨に反對するものは帝室に反對する者なりなど、之を公言するに至らば他
 の黨派も亦決して之を許さず我こそ帝室を尊崇する者なれ汝の黨は則ち然らず云々として政治の論は
 之を忘れて一向に帝室を争ひ、其争ひや、一家の小供が家政の争論よりして遂に本論の旨を忘れ此父
 母は長子の父母なり、否な少子の父母なりとて眞實一家の子にして所生の父母を争ふに異ならず無稽
 も亦甚だしと云ふ可し斯る事の有様にては逆も日本國に眞成の政黨を望むも得べからざるなり畢竟其
 本を尋ねれば政府と人民との間に行違ひを生じ相互に猜疑して遂に此不幸の極にも達す可きものなり
 抑も人事に於て名稱は甚だ大切なるものにして之を濫用して大害を來すことなきに非ず徳川政府の末
 年天下の物論穩かならざるの日に京都の某所に落書して徳川家茂云々と記したる者あり其趣旨は將軍
 家の爲めを記したるもの歟、其不爲を謀りたるもの歟、今之を忘れたれども當時或る識者が此事を聞
 き竊に人に語て云く徳川の大事既に去りたり太平二百五十餘年の間に日本國中苟も將軍の實名を口に
 云ふ者なし筆に記する者なし將軍の身は恰も政治外の人にして將軍たる者なり、故に天下の人は政府

を呼て關東と云ひ公邊と云ひ誠に漠然たる名を用ふるのみにして徳川の姓を呼ぶ者も稀なり況や將軍の實名に於てをや之を言ふものなきは政事の責、其身に及ばざるの證なり然るに今日其名を落書するものあり此れより天下多事にして其責は將軍の一身に歸するの前兆なりとて大に歎息したることあり徳川にして尙且然り況んや今の帝室に於てをや斷じて其名稱を濫用す可らず其名を用ふるや假令ひ眞實の忠義心に出づるも之を許す可らず帝室に大忠を盡さんと欲する者は官民共に謹んで黙するに在り喋々之を論ずるは心事の忠を以て成跡の不忠を來たす者と云ふ可し今日苟も其論端を聞くが如きは畢竟官民の猜疑より生じたる大不幸なり猜疑の禍恐る可きなり

第六

前の條々に記したる如く萬に一も政府が武斷の策に決することあらば一時に人民を壓倒するは甚だ容易なる可しと雖ども其これを壓するや唯形体の力を壓したるのみにして精神の力を壓したるに非ず或はよく人の腕を制して未だ其腦を抑ふること能はざるものと云ふも可なり當に之を壓抑する能はざるのみならず却て益精神の穎敏を致して其抗抵の力は舊時に倍し益政府に向て其制御は日に難きを増し其難きを増すの割合に従て政府も亦壓力を増す可きこと固より自然の勢なれば官民の調和は到底絶

念せざるを得ず、舊幕政府の末年諸方の志士が尊攘のことを稱へて出沒奔走する時に當て、初めの程は政府にても武斷の策を運らし動もすれば大獄を起して人を禁錮し又死刑に處したることも多かりしかども遂に其一類の志を挫くこと能はずして却て自から因循姑息に陥り以て敗北するに至れり今にして考ふるに幕府の敗北は武斷の斷然たらざりしが爲めに非ず其因循姑息に陥りたるは即ち武は以て人民の精神を壓倒するに足らざるの證として見る可きのみ

官民調和せずして政黨は頻りに起り其際に國會の開設は期限既に定まりて之を動かす可らず其不調和のまゝに枉げて之を開くに至り開後の政府は誰れの手に落つる歟、固より多數の決する所なれば今より測る可らずと雖も或は今の在朝の政黨ならん歟、在野の政黨は之を攻撃すると今よりも一層の甚しきを加ふるとならん、或は在野の政黨、路に當らん歟、其翌日より攻撃を蒙むるとならん如何となれば其政黨は當路の其日より政府宗に改宗したればなり結局官民の調和を待ずして國會を開かんとするも双方相互に主義の細目を問答せざる者なれば各自異色の目鏡を掛けて他の全面を評し其目に映する所の色に従て之を是視し又非視するの外ある可らず之を譬へば舊水戸藩の正黨奸黨の如し二黨對峙相互に主義の眞面目を語らずして唯一般に相惡むが故に其舉動常に殘酷にして動もすれば同藩相殺し甚しきは無辜の婦人小兒をも屠戮するに至れり婦人小兒に何の主義ある可きや之を殺すは即ち主義

の細目を問はざりしの明證なり立憲政體の下に行はるゝ黨派も武流殺伐の黨派も等しく黨派なれども唯相互に主義の細目を問ふて相互に辯論すると否との別あるのみ之を問ふものは文にして、争ふ所は唯筆端口頭に止まり、之を問はざるものは武にして遂に殺伐に陥らざるを得ず其争論既に殺伐に陥るの習慣をなすときは假令ひ第二の政府を作るも第三の政府を興すも其政府の力を伸す可き區域は甚だ狭小にして其性質は甚だ苛酷なることならん方今我日本も海外の諸強國に對峙して將に文武の鋒を世界中に争はんとするの時なり此大切なる時に當て何事か最も緊要なる可きや恰も全國を一家の如く調和して其全力を一政府に集め先づ政權を強大にして國權皇張の路に進むの一事あるのみ然るに今の氣運にして今後數年の形勢を想像すれば政權の強大を致して國權を皇張するの見込なきのみならず僅に天下の安寧を維持するの一事すら尙且保證するを得ず官と云ひ民と云ふが如き些細の議論は姑く聞き凡そ日本人の名あるものにして之を憂ひざるを得んや之を憂へずして揚々自得する者は寒熱瘧疾を覺えざるの愚夫と云ふ可きのみ

畢竟今日の形勢に立至りしは時の氣運なりと云ふと雖ども元と其氣運の生じたるは天然に非ずして人の作りたる氣運なれば之を挽回するにも亦人力を以てす可きは當然の數にして徹頭徹尾人の力には叶ひ難しと云ふ可き程のものに非ず唯この氣運の流行に任す可らず去逆之に激して之を遏止す可らず

其運動の勢に従ひ兼て其動力の眞實に存在する處を察して之が治方を施すと困難なるのみ社會の形勢を察するは人身の病を察するに異ならず症の發表する所は必ずしも病の存在する處に非ずして頭痛の症は頭腦に發表すれども病の位する所は胃の腑なるが如し其交感の病理を診斷すること困難なるのみ政府は即ち國の醫なり必ず診斷の明あらん、我輩も亦此國醫の爲めに謀て聊か所見なきに非ずと雖ども實際の事を語るに非ざれば之を説明すること甚だ難し然るに其實際を語るは刊行の紙面に能す可からざるものなれば之を略し唯この氣運を挽回するの一大事に當て日本國中誰か其責に任す可き者なるやを尋ねて其責の在る所を明にせんのみ今の在朝の諸彦は二十年前の有志者にして徳川政府の因循姑息なるを憤り其まゝに差置きたらば變亂止む時なくして萬民塗炭に苦む可しとて時の政府を憤り世の人民を憂ひ一身を社會の犠牲に供して遂に革命のことをなしたるは其効誠に偉なりと謂ふ可し數十年相傳の政府に立つものにも尙且其責に任じて天下の治亂を其身に負擔するは古今の常なり況んや身躬ら他の政府に代て新に事を執る者に於てをや今の諸彦が自から任ずるの厚くして世を憂ふるの深きは我輩の明に知る所なり必ずや文を以て天下を治め第一着の目的は社會の安寧に在ることならん我輩が天下衆人と共に信じて疑はざる所なり然るに今政府を離れて民間に向ひ眼界を廣くして國の全面を通覽すれば今日を昔日に比して民情の平穩を増したりと云ふ可らず、今日を以て後日を想像する

に平穩を増す可しとも思はれず、諸彦の苦辛傍より之を察して氣の毒に堪へざるなり或は三五年來民情俄に一變して日に輕躁に赴き性急慍悍、駕御す可らざるの風なきに非ず我輩もよく之を知ると雖ども畢竟政治上の氣運なれば每人に其無狀を咎む可きに非ず每家に説諭を加ふ可きに非ず、人々個々に就て明に指點す可き所なくして社會の全面に顯はるゝもの之を名付けて社會の性質と云ふ故に三五年以來の民情輕躁にして性急慍悍ならば日本の社會は三五年以來性質を變じたるものなれども之を如何ともす可らず日本社會の性質は何様に變性するも日本人は即ち日本人にして日本の人民を治むるは日本政府の責任なり其人民が變性したればとて之を見捨て到底この人民は治む可らざるの人民なりとして放却するの理なし又力を以て壓抑するの法なし、人心の變化は測る可らず、治め難きの民を治むることこそ主治者の巧なれ之を譬へば主治者は猶御者の如く人民は猶馬の如し馬の種類の多き其性質固より一様ならず羸驚なるものあり慍悍なるものあり或は之を養ふに宜しきを得ざれば性を變ずるものありと雖ども御者の巧なるものは如何なる馬に逢ふも之を捨てず凡そ生きて馬の名あるものなれば之を御して意の如くならざるはなし然るに世間或は馬に乘て進退自由ならざれば即ち罪を馬に歸し驚なり悍なりとて之を棄つるものあり甚だしきは主人自ら其養法を誤り御法を失して馬の怒ることあれば主人も亦馬と共に怒て之を鞭つものなきに非ず所謂天下の拙工なるものなり左れば御法にさへ巧なれば御

す可らざるの馬なし、之を御す可からずとて棄つるものは其罪馬に非ずして御者に在り、社會の治法にさへ巧なれば治む可らざるの人民なし之を治む可らずとして棄つるものは未だ治者の巧ならざるもの、み天下の治亂は政府の責任にして人民の安寧を維持するは當路者の義務なり如何なる説を作て如何なる口實を設くるも決して免かる可らず我輩は今年今月この時事大勢論を作て今後三五年を期し刮目して政府の舉動を視んと欲する者なり

時事大勢論 終